

広告掲載者募集要項（公用車_農林水産課）

御前崎市で所有する公用車（農林水産課）への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

■ 媒体名等

名称	御前崎市公用車（農林水産課）2台
内容（用途）	御前崎市職員が市内外を移動する際に使用する公用車両
募集車両	農林水産課で管理する公用車両(2台)
規格	掲載場所 車両側面ドア 両面 2か所
	寸法 縦30cm以内×横50cm以内 (1枚当たり)
	材質 マグネットシート
掲載期間	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日

■ 掲載イメージ



■ 広告内容

掲載車両	掲載位置	色彩、デザイン等
スズキ ワゴンR	車両側面(両面) 後部ドア面	広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次のいずれにも該当しないこと。 (1)道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの (2)車両運行上の支障となるもの (3)地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの (4)周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれがあるもの
スズキ エブリイ	車両側面(両面) 後部ドア面	

■ 広告掲載料

24,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

■ 広告掲載に関する条件

御前崎市広告掲載要綱、御前崎市広告掲載基準に記載のとおり。

■ 原稿の制作等

広告原稿案（デザイン案）提出締切	令和8年2月13日（金）
掲載物納品締切	令和8年3月19日（木）

- 申込時に広告原稿案又はデザイン案を提出し、掲載内容等の審査を受けてください。
- 広告原稿の中央下部に「※広告内容に関することは、広告主にお問い合わせください。

広告主及び広告内容は、御前崎市の業務とは直接関係ありません。」と明記してください。

- 広告掲載料には制作費（版下・デザイン等）は含まれておりません。掲載物の作成及び必要経費については、掲載希望者の負担とします。
- 締切までに掲載物が納品されない場合、広告を掲載できない場合があります。その場合であっても納付された広告掲載料は還付いたしません。

■ 申込み

申込資格	御前崎市広告掲載要綱及び御前崎市広告掲載基準に記載のとおり。
申込方法	申込書に必要事項を記載の上、「申込書に添付する書類」を添えて下記の申込み・問い合わせ先に提出してください。
申込書に添付する書類	<ul style="list-style-type: none">○ 会社概要、事業内容等が分かるもの○ 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し○ 広告原稿案又はデザイン案（C D又はD V Dにより提出）
申込期間	令和8年1月13日（火）～令和8年2月13日（金） 午前8時15分～午後5時00分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。） 郵送により提出する場合、2月13日（金）必着とします。
広告掲載者の決定方法	市内に事業所を有する方を優先し、条件が同一の場合は抽選により決定します。
広告掲載料の納付	広告掲載料は一括前納するものとします。広告掲載者の決定後に市から送付する納入通知書により、指定期日までに納付してください。 指定期日までに納付されない場合は、広告を掲載できません。
その他の留意事項	掲載期間中に車両の更新があった場合、更新後の車両に継続して広告を掲載します。
申込み・問い合わせ先	<p>(担当課名) 農林水産課 (所在地) 御前崎市池新田 5585 番地 (TEL/fax) 0537-85-1125/0537-85-1156 (Eメール) nosui@city.omaezaki.shizuoka.jp</p>

■ 参考

○ 掲載場所



○ 広告イメージ

